

第1 審査会の結論

岡山市教育委員会（以下「市の機関」という。）が行った令和6年2月22日付け岡教支第752-1号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当であるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、未成年である〇〇〇〇（以下「本人」という。）の法定代理人として、令和6年2月8日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市の機関に対し、「令和6年1月30日に開催された第2回いじめ防止対策委員会で〇〇中学校側が、〇〇〇〇の現状について同委員会に報告した資料及びメモの類全て。」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、市の機関は、対象文書として、第2回〇〇中学校いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）のあいさつ文と委員会資料（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書のうちの一部に法第78条第1項第2号に該当する不開示情報が含まれていたことから、当該情報を不開示とする本件処分を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、市の機関に対し、令和6年3月12日付

けで本件処分に対し、処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- 4 市の機関は、令和7年4月9日付けで、本件審査請求の取扱いについて、法第105条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人の主張及び市の機関の主張要旨

1 請求人の主張要旨

審査請求書、反論書によると、請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

〇〇中学校における第2回いじめ防止対策委員会の議事録の全開示を求める。中学校側から出された配付資料は、校長の下で作成されている。この校長はこれまで保護者から見て、虚偽の報告をしてきた人物なので信用できない。その者が作成した文書を更に部分的に不開示にするのは、保護者の疑念をいっそう増大させる。また、被害生徒の保護者の知る権利を著しく阻害するものである。

第一に、教育支援課長には、弁明書作成の資格がない。

第二に、本件は市長案件であり、家族に報告する責務がある。

第三に、そもそもいじめ防止対策委員会は被害生徒のためのものである。

第四に、出席者の所属・氏名は非開示としても、内容を非開示とするべきではない。

全ての情報は被害生徒の安心と安全を確保するために優先されるべきはずのものです。「子どもは個人として尊重され、その基本的人権が保

障されること、最善の利益が優先して考慮されること（子ども基本法）」とあります。「いじめ」は「極めて重大な人権侵害」です。これを解決せずして、組織や個人の保身を謀る隠蔽は絶対に許されません。

2 市の機関の主張要旨

弁明書によると、市の機関の主張は、おおむね次のとおりである。

岡山市立〇〇中学校いじめ防止対策委員会資料の内容は、〇〇中学校2年生担当の教職員が日々の生徒指導に係る内容を記録したものであり、請求人の子以外の情報も記録されている。この情報は請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるものであると評価できる。また、法第78条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。

したがって、協議内容は、法第78条第1項第2号の情報に該当するといえることから、不開示情報にあたる。

なお、請求人は「中学校側から出された配付資料は、校長の下で作成されている。この校長はこれまで保護者から見て虚偽の報告をしてきた人物なので信用できない。その者が作成した文書を更に部分的に不開示にするのは、保護者の疑念をいっそう増大させる。」と述べているが、本件の一部開示決定を行った処分は、〇〇中学校が作成、保管していた文書について、岡山市教育委員会が不開示部分を決定しているので、この決定と〇〇中学校長とは、何ら関係がない。

次に、不開示としている情報は、請求人以外の個人に関する情報であって、請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、本件不開示部分は開示すべきでないとする。

第4 審査会の判断

市の機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 基本的な考え方

請求人は、審査請求書及び反論書において、本件公文書の不開示部分全てを開示するよう求めている。市の機関が特定した本件公文書は、委員会あいさつ文と委員会資料である。これについて、反論書において委員会の議事録の全開示を求めているが、不開示部分は委員会資料のみに存在すること及び本件請求または本件審査請求において、文書特定に関する齟齬は生じていないことから、本件の争点としては、委員会資料の不開示部分についてであることを前提として、法第78条第1項第2号の該当性を検討する。

2 法第78条第1項第2号の該当性について

(1) 法第78条第1項第2号本文該当性について

法第78条第1項第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」である。

あるもの」を不開示情報として規定している。なお、ここでいう「開示請求者」とは、法第76条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をした本件請求にあつては、本人を指す。

市の機関が作成した弁明書を踏まえ、当審査会で委員会資料を見分したところ、法第78条第1項第2号に該当するものとして不開示とされている情報は、当該いじめ重大事態の加害生徒に対する学校の対応内容に関する記載であつた。委員会資料は、いじめの被害生徒に関する個人情報が含まれるのと同時に、加害生徒に関する個人情報も含まれている。当該不開示部分は、加害生徒への学校の対応内容であることから、当該本人以外の個人情報が含まれていることは明らかであつて、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。したがって、法第78条第1項第2号本文に該当する。

(2) 法第78条第1項第2号ただし書口の該当性について

請求人の主張の主旨からすると、同号ただし書口を検討すべき可能性もあることから、ここで検討する。同号ただし書口は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

「岡山市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」によれば、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示されることとなる。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。この比較衡量に当た

っては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする事としてい
る。

そこで検討すると、反論書において、加害生徒に対する学校の対応を開示することが被害生徒の救済や安心につながるという主旨の主張が確認できる。確かに、重大事態の加害生徒への対応がどのように為されたのかを知ることにより、被害生徒に対し、一定の安心が確保されることは想定される。他方、本件不開示部分は、加害生徒の個人に関する情報である。市の機関としても、いじめ防止対策推進法第28条第2項に基づき、関係生徒の個人情報に配慮しつつ、重大事態の情報提供が為されるものとされている。これらを勘案し、当該不開示部分を開示することによって確保される本人の生命、健康、生活又は財産の権利利益と、不開示とすることによって保護される第三者の権利利益を比較衡量すると、前者の利益が後者の利益を上回るというべき事情は認められない。よって、同号ただし書口には該当しない。

(3) 請求人のその他の主張について

その他縷々請求人は主張しているが、審査会として言及すべき点は見受けられなかった。

これらを総合的に勘案すると、当該記載を不開示とした市の機関の判断に影響するまでの要素があるとはいえず、法第78条第1項第2号に該当するとした市の機関の判断に違法又は不当な点があるとは言えない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

5 付言

請求人も言及しているところであるが、貴庁の弁明書は審査請求があつてから9か月強の期間を経過したのちに提出されている。

このことは、第4記載の当審査会の判断に直接影響するものではない。しかしながら、行政不服審査法に基づく審理の迅速化の要請を考慮し、審査請求に係る処分の性質等に応じた適切な期間を設定し、円滑な審理手続きを図られたい。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 4 月 9 日	諮問書の収受
令和 7 年 1 0 月 2 4 日	審議
令和 7 年 1 1 月 6 日	処分庁から関係資料収受
令和 7 年 1 1 月 1 9 日	審議
令和 7 年 1 2 月 1 1 日	処分庁から主張書面収受
令和 7 年 1 2 月 2 2 日	審議
令和 8 年 1 月 2 6 日	審議
令和 8 年 2 月 1 6 日	処分庁から関係資料収受

令和 8 年 2 月 2 6 日	審議
令和 8 年 3 月 2 6 日	審議
令和 8 年 4 月 1 3 日	答申